

リフトケアを導入している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。		
ウ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。	増加が見込まれる 60 歳代以上の死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。	「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を周知し、その取組を指導する。
エ 働き盛り世代の健康づくり対策の推進 (ア) 「うちなー健康経営宣言」登録事業場数を 2027 年までに 5,000 件以上とする。 (イ) 必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。	職場の定期健康診断の有所見率の全国平均との差を 2022 年と比較して 2027 年までにその拡大に歯止めをかける。	(ア) 労働衛生管理体制の確立（産業医・衛生管理者・衛生推進者の選任等）を指導する。 (イ) 健康診断及び事後措置の実施を指導する。 (ウ) 5者協定健康会議（構成：沖縄県・沖縄労働局・沖縄県医師会・沖縄産業保健総合支援センター・全国保険協会沖縄支部）による「うちなー健康経営宣言」事業を周知し、各種サポートの利用を勧奨する。特に有所見率の高い業界と連携した取組を実施する。 (エ) 沖縄産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターによる産業保健支援事業の利用を勧奨する。

◆内容については、沖縄労働局 労働基準部 健康安全課（電話番号 098-868-4402）または、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

厚生労働省

第 14 次労働災害防止計画（概要） 令和 5 年（2023 年）4 月 1 日～令和 10 年（2028 年）3 月 31 日

【計画の目標】重点事項における取組の進捗状況を確認する指標（アウトプット指標）を設定し、アウトカム（達成目標）を定める。

計画の方向性	
・事業者の安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備を図っていく。そのために、厳しい経営環境等さまざまな事情があったとしても、安全衛生対策に取り組むことが事業者の経営や人材確保・育成の観点からもプラスであると周知する。 ・転倒等の個別の安全衛生の課題に取り組んでいく。 ・誠実に安全衛生に取り組まず、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。	
主なアウトプット指標	主なアウトカム指標
○労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進 ・転倒災害対策（ハード・ソフトの両面からの対策）に取り組む事業場の割合を 50% 以上とする。等	・転倒の年齢層別死傷年千人率を男女ともその増加に歯止めをかける。
○高年齢労働者の労働災害防止対策の推進 ・「エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく取組を実施する事業場の割合を 50%以上とする。	・60歳代以上の死傷年千人率を 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
○労働者の健康確保対策の推進 ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を 2027 年までに 80% 以上とする 等	・仕事等に関する強い不安、ストレス等がある労働者の割合を 50%未満とする。

死亡災害 :5% 以上減少 死傷災害 : 増加傾向に歯止めをかけ 2027 年までに減少

計画の重点対策	
自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発 ・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境の整備（安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット等について周知） ・労働安全衛生における DX の推進（ウェアラブル端末等の新技術の活用及びその機能の安全性評価についてエビデンスの収集・検討）等	自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発 ・中高年齢の女性を始めとして高い発生率となっている転倒等につき、災害防止に資する装備や設備等の普及のための補助、開発を促進 ・介護職員の身体負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）等の腰痛の予防対策を普及 等
高年齢労働者の労働災害防止対策の推進 「エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく対策の促進	労働者の健康確保対策の推進 他、計 8 つの重点を定め対策を推進